

大阪府環境審議会「土壌汚染対策検討部会」運営要領

第1 趣旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について検討するため、大阪府環境審議会に土壌汚染対策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 3名程度
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 2名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、委員の中から会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月11日から施行する。

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

大阪府環境審議会「土壌汚染対策検討部会」委員名簿

氏名	役職	環境審議会 委員	環境審議会 専門委員
平田健正	放送大学和歌山学習センター所長	○ (部会長)	
益田晴恵	大阪市立大学大学院教授	○	
黒坂則子	同志社大学教授	○	
勝見武	京都大学大学院教授		○
木元小百合	京都大学大学院准教授		○